

職員退職給与基金規程

(目的)

第1条 この土地改良区は、職員退職給与金支給規程に基づく職員の退職給与金支給の資金に充当するため、この基金を設ける。

(積立方法)

第2条 毎期の積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総代会にて承認された額を積み立てることとする。

- (1) 本基金の運用から生ずる収入
- (2) 毎年度算定した職員退職給与金から基金および前号の額を控除した額を上限とした額

(管理方法)

第3条 基金の管理および運用の責任者は、理事長とする。

- 2 基金に属する現金は、その目的を示す名称をもってその他の積立金および現金預金とは区分して保管しなければならない。
- 3 基金の運用は、規約第43条に掲げる金融機関への預貯金によるものとする。
- 4 基金の一部は、職員の福利厚生貸付資金として運用することができる。ただし、貸付の運用に関しては、別に定める。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に適うことのほか、支出もしくは処分することができない。

(利息の運用の特例)

第5条 基金総額が年度当初における退職給与金算出額の100%を超えるときは、基金の運用より生ずる利息を一般会計予算に計上し、経常経費に充当するものとする。

(会計)

第6条 基金は、貸借対照表の資産の部の(款)特定資産、(項)職員退職給与基金積立資産の名称を付して計上するものとする。

- 2 本規程に基づき積み立てた基金は、他の会計区分に流用してはならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃については、理事会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第8条 この規程に定めるほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年 9月 1日より施行する。
- 2 この規程の基金の財源は、第2条の規定にかかわらず退職給与引当金見返預金を充当する。

附 則

- 1 この変更規程は、昭和54年 9月 1日より施行する。
- 2 この変更規程施行前職員退職給与基金特別会計をもって経理した財源76,940,000円を職員退職給与基金とする。

附 則

- 1 この変更規程は、平成 9年 9月 1日より施行し、第5条にあっては平成10年 4月 1日より適用する。

附 則

- 1 この変更規程は、平成10年 4月 1日より施行する。

(職員退職給与基金規程)

- 附 則
- 1 この変更規程は、平成14年 3月 1日より施行する。
- 附 則
- 1 この変更規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 附 則
- 1 この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
- 附 則
- 1 この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。